

# 第23期 第20回 足立区農業委員会会議議事録

- 1 日 時 平成31年3月12日（火）午前10時
- 2 場 所 足立区役所 中央館8階 災害対策本部室
- 3 出席の委員 1 荒堀安行 3 内田宏之 4 鹿濱徳雄 5 田中太郎吉  
6 馬場博文 7 横山恭臣 8 齋藤悦康 9 寶谷 実  
10 吉田 勉 11 星野信雄
- 4 欠席の委員 2 宇佐美一彦
- 5 出席の職員 事務長 望月義実 事務主査 篠崎 努  
主 事 江橋享佑 主 事 築出大典
- 6 議事日程
- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第35号 相続税納税猶予に係る特例農地等における3年毎の農業経営継続証明の発行について  
議案第36号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の発行について
- 日程第3 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理  
通知書発行に関する報告について  
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理  
通知書発行に関する報告について  
(3) 生産緑地の買取りについて  
(4) 生産緑地の買取り申出に伴う行為制限の解除について
- 日程第4 協議事項 (1) 生産緑地地区の指定について  
(2) 平成30年度足立区農業委員会活動の集約について

## 7 議事

- 荒堀会長 ただいまから、第20回足立区農業委員会会議を開会いたします。  
はじめに、日程第1、『議事録署名委員の指名について』です。  
私の方から、議席順に指名いたします。内田委員、鹿濱委員の両名に  
お願いいたします。
- 荒堀会長 次に、日程第2、議案第35号、『相続税納税猶予に係る特例農地等に  
おける3年毎の農業経営継続証明の発行について』です。  
本件について、事務局から説明願います。
- 主 事 (議案第35号の1件について、農業相続人、特例適用農地、相続開始  
年月日、現地確認日について説明。)
- 荒堀会長 それでは、内田委員から報告をお願いいたします。
- 内田委員 2月20日に私と事務局2名とで現地調査を行いました。当日は、農業  
相続人本人と面談しました。(作付状況を説明。)どの圃場も特例適用農  
地として適正に管理されておりましたので、農業経営継続証明を発行する  
ことに問題ないと考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたし  
ます。
- 荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。
- 星野委員 番号1の圃場は、現在土壤消毒を行っているのですか。
- 内田委員 土がビニールで覆われており、そのように見受けられました。
- 荒堀会長 他にご質問はありますか。
- 一 同 ( な し )
- 荒堀会長 それでは、只今の説明のとおり、農業経営継続証明を発行することと  
いたします。
- 一 同 ( 了 承 )
- 荒堀会長 次に、議案第36号、『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての  
証明書の発行について』です。  
本件について、事務局から説明願います。
- 主 事 (議案第36号の1件について、申出者、申出事由の生じた者、申出事  
由が生じた日、対象となる生産緑地、現地確認日について説明。)
- 荒堀会長 それでは、田中委員から報告をお願いいたします。
- 田中委員 3月4日に申出者の生産緑地を私と事務局で現地調査いたしました。申  
出者自身は、傷病により農業従事が困難な状態です。また、後継者が不在  
であることから農業経営の継続は困難であるとの申し出がありました。皆  
様のご意見、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。
- 荒堀会長 収穫した野菜は、庭先販売や市場出荷は行っているのですか。
- 田中委員 現在は行っていないようです。
- 主 事 事務局から補足いたしますと、以前は市場に出荷していたと本人から聴  
取しています。ただし、高齢のためそれも困難となり、現在、出荷は行っ  
ていないとのことでした。
- 荒堀会長 他にご質問はありますか。

一 同 ( な し )

荒堀会長 それでは只今のとおり、証明書を発行することといたします。

一 同 ( 了 承 )

荒堀会長 次に、日程第3、報告事項の1、『農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。  
本件について、事務局から報告願います。

主 事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有無、届出者、施設の概要、届出月日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 ( な し )

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 ( 了 承 )

荒堀会長 次に、報告事項の2、『農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。  
本件について、事務局から報告願います。

江橋主事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有無、譲受人、譲渡人、施設の概要、届出月日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 ( な し )

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 ( 了 承 )

荒堀会長 次に、報告事項の3、『生産緑地の買取りについて』です。  
本件について、事務局から報告願います。

主 事 (議案書に従い「生産緑地の買取り」について、買取り申出者、買取り申出の理由、対象となる生産緑地、買取り申出日、行政機関の買取りの有無、農業者へのあっせんについて報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 ( な し )

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 ( 了 承 )

荒堀会長 次に、報告事項の4、『生産緑地の買取り申出に伴う行為制限の解除について』です。  
本件について、事務局から報告願います。

主 事 (議案書に従い「生産緑地の買取り申出に伴う行為制限の解除」について、買取り申出者、買取り申出の理由、対象となる生産緑地、買取り申出日、行為制限解除日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 ( な し )

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 ( 了 承 )

荒堀会長 次に、日程第4、協議事項の1、『生産緑地地区の指定について』です。本件について、事務局から説明願います。

主 事 (別紙1により、「生産緑地地区の指定」1件について、申請者氏名・住所、主な農業従事者、申請農地所在地・面積・地目を説明。)

本日、担当の宇佐美委員がご欠席のため、事務局から当日の現地調査で状況確認させていただいた内容を報告させていただきます。

当日は、土地所有者と子が圃場で作業を行っていました。(作付状況を説明。)現地調査当日は都市計画課の職員と日程の都合が合いませんでした。2月25日に事務局と都市計画課の職員で事前確認を行い、指定にあたっては問題ないとの見解を確認しています。また、本日ご欠席の宇佐美委員も、肥培管理も適正に行われていることから、農地として何ら問題ないとの意見でした。農業委員の皆様、ご審議のほどよろしく願いいたします。

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

吉田委員 今回は同一街区との一団指定とのことですが、すでに生産緑地指定を受けている圃場は平成4年指定と聞いています。こうした場合、「申請地、すなわち追加指定する圃場は、今回の指定から30年間の営農義務が生じ、一方で指定済の圃場については、2022年に特定生産緑地指定を受けた場合は、10年ごとの更新となる」という認識になるのですか。

主 事 吉田委員のおっしゃるとおりです。同一街区との一団指定であっても、追加指定部分は今回の指定から30年間の営農義務が生じ、既指定部分について2022年に特定生産緑地指定を受けた場合は、10年ごとの更新となります。

荒堀会長 仮に、既指定部分について、2022年に特定生産緑地指定を受けずに買取申出があった場合でも、追加指定部分は300㎡以上あるので、単独で引き続き生産緑地指定を受けられるということでしょうか。

主 事 会長のおっしゃるとおりです。ただし、「道連れ解除」となる可能性について検討する必要があります。別紙1の地図をご覧ください。足立区生産緑地指定基準細則では、指定を受ける圃場が建築基準法上の道路に4m以上接していなければならないとされています。次のページの写真にある、接道している間口の長さを計測したところ、4m以上あり、上記の要件を満たしています。そのため、既指定部分が生産緑地指定解除となっても、追加指定部分は単独で引き続き生産緑地指定を受けられるということになります。

内田委員 別紙1の写真にある、接道している間口の部分には、鉄板が敷いてあるように見受けられますが、この部分も含めて「生産緑地法に規定する農地」として認めるということでしょうか。

主 事 内田委員のおっしゃるとおりです。間口の部分に敷いてあるのは、鉄板ではなく硬いゴム製の板になります。現在は出荷の際に車を駐車するスペースとして利用されていますが、板を取り外せばすぐに農地として利用で

きる状態にあるため、問題ありません。

荒堀会長 他にご質問はありますか。

一 同 ( な し )

荒堀会長 それでは、説明のとおり、「申請地は、生産緑地法に規定する農地に該当する。」と認め、その旨、当委員会の意見として、区に報告します。

一 同 ( 了 承 )

荒堀会長 次に、協議事項の2、『平成30年度足立区農業委員会活動の集約について』です。

本件について、事務局から説明願います。

主 事 (別紙2により「平成30年度農業委員会活動の集約」について報告。)

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一 同 ( な し )

荒堀会長 それでは、只今の説明のとおり決定し、東京都農業会議に報告することといたします。

一 同 ( 了 承 )

荒堀会長 他に、何かありますか。

事務主査 (①活動報告と今後の予定について②「千住ネギ」の生育状況及び来年度実施計画について③農業委員会だより第43号の配布について④足立区認定農業者セミナーの実施結果報告について⑤平成31年度足立区認定農業者経営支援補助金の募集について⑥「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録」推進要領について⑦特定生産緑地指定手続きに伴う申請手続きについて⑧特定都市農地貸付の運営状況報告について⑨農作物栽培高度化施設に関する主税局への情報提供について、を説明。)

荒堀会長 他に、何かありますか。

一 同 ( な し )

荒堀会長 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、第20回足立区農業委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。